

会費の改定について

理事長 石毛 和弘

平素は本会の活動および運営にご支援とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、2024年8月2日開催の臨時理事会において会費の改定案が決定され、2024年9月3日開催の評議員会において承認されました。このことを受けて定款にもとづき2025年3月18日開催の社員総会において、2026年度分以降の会費を改定することが承認されましたのでお知らせいたします。

本会は1994年度から約30年にわたり会費を改定することなく現在に至っております。これはひとえに本会に対する会員各位のご協力、ご支援によるものであり、心から感謝を申し上げます。

しかしながら、この30年間で諸物価の上昇や消費税率の引き上げ、また事業の拡大等により本会の事業支出が増加し、とりわけこの数年間は支出が収入を上回る状況が続いておりました。理事会では事業内容の見直しなどの支出削減策を検討し、順次実施してまいりましたが、今後、会員数の減少によりさらなる収入の減少が予想されることなどから、2026年度分の会費より、下記のとおりやむなく改定させていただく次第です。

本会は今後も数学の一層の発展と普及のため、学会活動のさらなる充実に努めてまいります。会員の皆様にはご負担をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 会費の改定額および改定時期

会員区分	現在	改定後	改定時期
正会員	9,000円 (半期)	13,000円 (半期)	2026年度前期分より改定 2026年度前期分以降の会費は、2025年3月24日(月)より受付開始
終身会員 ※65歳以上・ 在会25年以上	申請時一括払い： 5,000円×(75－申請 時の年齢)	申請時一括払い： 13,000円×(75－申請 時の年齢)	2026年4月1日以降の申請 分より適用

ただし、下記会員区分の会費の改定はありません。

会員区分	現在（改定なし）
学生会員 ※在学証明書提出	4,500 円 （半期）
高齢会員 ※70 歳以上・ 在会 10 年以上	6,000 円 （半期）
名誉会員 ※75 歳以上・ 在会 30 年以上	会費免除

2. 会費の減免

上記の会費改定に伴い、下記に該当する正会員を対象として会費の減免制度を新たに設け、2026 年度より実施します。

①若年層で経済的に厳しい状況にある正会員

数学研究を志す若年層の正会員の経済的負担を軽減すること目的として、会費支払時に所得証明書を提出することにより下記の会費とします。

ただし、40 歳に達する日の属する年度分の会費までを減免の対象とします。

- ・ 40 歳未満で年収 200 万円以下 4,500 円（半期）
- ・ 40 歳未満で年収 200 万円超 400 万円以下 9,000 円（半期）

②初等中等教育教員である正会員

基礎教育の段階での数学教育の振興を目的として、初等中等教育教員（小学校、中学校および高校の教員）である正会員は、会費支払時に在職証明書を提出することにより、9,000 円（半期）とします。